

# 中小企業向け

## 令和5年度版

### 富里市中小企業資金融資制度の

### ご案内

この制度は、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、市内の中小企業者が経営上必要とする事業資金の調達を円滑にし、中小企業の振興を図るために設けられたものです。

## 申し込みから融資までの流れ

- 1 融資のご相談** 富里市、取扱金融機関、富里市商工会にてご相談ください。  

- 2 融資の申請** 取扱金融機関を通じて申請してください。  

- 3 市調査** 富里市は、金融機関の審査を経た申請書類等により、適正であるか調査を行うほか、申請者と直接面接し、融資の用途等について確認する融資ヒアリングを行います。  

- 4 保証協会審査** 市の調査後、金融機関経由で、千葉県信用保証協会に審査を依頼し、経営状況、信用等の審査が行われます。  

- 5 保証決定  
保証承諾** 千葉県信用保証協会は保証決定後、市に対し、保証決定通知書を、金融機関に対し、保証承諾書を通知します。  

- 6 融資決定** 市は、申請者に対し、融資決定通知書を送付します。  

- 7 融資の実行** 金融機関は、融資が決定された後、申請者に対し、融資を実行します。

お問合せ先 富里市 経済環境部 商工観光課 商工振興班  
住所 〒286-0292 富里市七栄652番地1  
電話 0476-93-4942 (直通)  
FAX 0476-93-2101

## 1-1 融資対象要件

(1) 市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者であること。

中小企業者とは、次の資本金（出資金）、又は常時使用する従業員数のいずれかに該当している法人。個人の場合は、常時使用する従業員数が、法人の場合と同様の規模であることが必要です。

特別小口事業資金を利用できるのは、小規模企業者（常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人又は法人）に限ります。

業種別	資本金（出資金）	従業員数（常時）
製造業等 (運送業・建設業などを含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療業	—	300人以下

(2) 市税の完納者であること。

特別小口事業資金については、市税の滞納がなく、かつ市県民税（所得割額があること）又は法人市民税（法人税割額があること）を申込日以前において納期が到来した税額を完納していることが条件です。

(3) 千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

許（認）可が必要な業種は、許（認）可証を受けていなければ対象となりません。

## 1-2 独立開業育成資金対象要件 上記（2）及び（3）の要件のほか

(1) 市内に引き続き1年以上居住していること。

(2) 市内に事務所を設置しているか、又は設置の予定があること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 3年以上同一企業の従業員及び通算して5年以上同種の企業の従業員として勤務した者であって、従来従事していた事業を1年以内に独立して開業すること又は開業した日以後6ヶ月を経過していないこと。

イ 開業後6ヶ月以上1年未満であること。

## 2 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。

### 3 融資対象外の業種・資金使途

●風俗営業飲食業（食事の提供を主たる目的とするもの、及び風俗営業飲食業保証に該当するものを除く）・金融業・保険業（損害保険代理業、保険サービス業を除く）・土地売買業及び農林漁業等。

●資金使途は、事業資金に限ります。住宅資金、教育資金、生活資金、借換え資金、投機資金及び定款に記載のない事業資金等は融資対象となりません。

### 4 資金の種類及び貸付限度額等 別表のとおり

### 5 利子補給等

この融資制度を利用して取扱金融機関から資金を借り入れた場合には、市から貸付利率の年2%の利子補給を実施しています。利子補給は融資期間と同じ期間受けられます。

ただし、支払いを延滞（市税等の滞納を含む）したり、市外転出、期間延長や支払い額の減額等の条件変更をした場合は、利子補給を打ち切ることがあります。

なお、融資を受ける方が信用保証協会に支払う保証料に対しては、市からの補助はありません。

### 6 取扱金融機関

千葉銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子商工信用組合

※市内の取扱支店は次のとおり。また、市外の支店でも取扱いを行っています。

金融機関名	住所	TEL	FAX
千葉銀行 富里支店	286-0221 七栄651-96	93-9121	93-9129
京葉銀行 富里支店	286-0221 七栄128-7	91-0211	91-0216
千葉信用金庫 富里支店	286-0221 七栄320	93-1225	92-1039
銚子商工信用組合 富里支店	286-0221 七栄298-6	93-2241	92-1257

### 7 経営相談

富里市商工会では、創業、経営、金融、記帳、経理、税務、労働保険など経営にかかわるご相談に応じております。

お問合せ先 富里市商工会  
住所 〒286-0292 富里市七栄653番地1  
電話 0476-93-0136  
FAX 0476-92-1971

融 資 申 請 者 関 係 必 要 書 類

書 類 名		法人	個人	備 考			
1	富里市中小企業資金融資申請書（第1号様式）	○	○	商工観光課			
2	信用保証協会申込書類一式	○	○	商工観光課			
3	個人情報提供に関する同意書	○	○	商工観光課			
4	印鑑証明書	(個人)	○	市民課			
		(法人)	○	法務局			
5	住民票	○	○	市民課			
6	納税証明書	市民税・国民健康保険税（社会保険未加入）・固定資産税	○	納税課			
		法人市民税・国民健康保険税（社会保険未加入）・固定資産税	○	納税課			
7	固定資産評価証明書	○	○	課税課			
8	商品又は原材料の仕入れのために要する資金については見積書又は契約書（押印のあるもの）	○	○				
9	設備資金の場合は見積書又は契約書（押印のあるもの）及びカタログ	○	○				
10	営業許・認可証の写し（許認可業種の場合）	○	○				
11	確定申告書の写し（受付印のあるもの）	○	○				
12	商業登記簿履歴事項全部証明書	○	○	法務局			
13	定款	○	○				
14	決算書（2期分）	○	○				
15	残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）	○	○				
※以下は、NPO法人が利用される時に提出いただく書類です。（上記以外に）							
16	事業報告書	17	貸借対照表	18	活動計算書	19	財産目録
20	役員名簿	21	社員名簿				
※以下は、独立開業育成資金を利用される方に提出いただく書類です。							
22	資金計画書	23	収支計画書	24	事業計画書		
25	勤続退職証明書（法人の場合は代表者）					勤務先	

(注1) 4から19までの書類は、各2部（コピー可）必要となります。ただし、白抜きの書類は、必ず原本を1部添付してください。

(注2) 確定申告書・決算書は2期分必要です。また上記のほかに、業種・営業形態などにより追加される書類があります。

(注3) 2回目以降の申込みの場合、住民票・固定資産評価証明・商業登記事項証明書・定款は内容に変更がない場合不要です（同一年度内に限る）。

連 帯 保 証 人 必 要 書 類

書 類 名	備 考
1 印 鑑 証 明 書	保証人居住市町村等の担当課
2 納税証明書 (市民税・国民健康保険税（社会保険未加入）・固定資産税)	〃
3 固定資産評価証明書	〃
4 住 民 票	〃

(注4) いずれも原本1部と写し1部が必要です。

(注5) 経営者保証を求めない場合、連帯保証人必要書類は不要です。

## 令和5年度 富里市中小企業資金融資制度貸付限度額等

資金の種類	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	保証人	担保	利子補給率
設備資金	生産設備又は器具に要する資金及び店舗、工場等の移転、新築、増築、改築等に要する資金	1,000万円	7年以内	利率は、各資金とも共通	1件あたり 年0.45% ～ 年1.90%	[個人] 不要	必要に応じて	貸付利率の 年2%
運転資金	原材料、商品等の仕入又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金	1,000万円	5年以内	1年以内 2.1%		[法人] 代表者以外 原則不要		
	設備運転資金併用時限度額	1,600万円	7年以内	1年超 3年以内 2.3%				
特別小口 事業資金 (特別小口保証のみの利用の場合)	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人、又は会社等が経営上必要とする設備資金又は運転資金	設備資金 700万円	7年以内	3年超 5年以内 2.5%	1件あたり 年1.00%	[個人] 不要	不要	※利子補給は、貸付期間と同じ期間受けられます。
		運転資金 300万円	5年以内	5年超 7年以内 2.8%		[法人] 代表者以外 原則不要		
	設備運転資金併用時限度額	1,000万円	7年以内					

(注) 内容については変更する場合がありますので、利用時には再度確認してください。

利子補給については、支払いの延滞や支払い額・期間等変更した場合打ち切られる場合があります。

## 令和5年度 富里市中小企業資金融資制度貸付限度額等

資金の種類	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	保証人	担保	利子補給率
独立開業 育成資金	3年以上同一企業の従業員及び通算して5年以上同種の企業の従業員として勤務した者が独立して開業するため又は開業後1年未満の者が経営上必要とする設備資金又は運転資金	設備資金 1,000万円 貸付金額上限は所要金額の8割まで	7年以内	1年以内 2.1%	1件あたり 年0.45% ～ 年1.90%	[個人] 不要	必要に応じて	貸付利率の 年2%  ※利子補給は、 貸付期間と同じ 期間受けられます。
		運転資金 500万円	5年以内	1年超 3年以内 2.3%		[法人] 代表者以外 原則不要		
	設備運転資金併用時限度額 1,200万円	7年以内	3年超 5年以内 2.5%  5年超 2.8%					

(注) 内容については変更する場合がありますので、利用時には再度確認してください。

利子補給については、支払いの延滞（市税等の滞納を含む）や支払い額・期間等変更した場合打ち切られる場合があります。